

# 平成28年度 合資会社チコウ 安全衛生協議会・勉強会

平成28年 6月11日

エスケーリース白石センター教室

# プログラム

- 1) チコウ安全衛生管理計画の周知  
作業に必要な資格・会社に必要な資格・・・チコウ 佐々木定夫
- 2) ボーリング孔を利用した地下水調査例  
有限会社タカイ地盤計測 木村伸一氏
- 3) 付加体と変質岩～一般論の説明と現場例の紹介  
株式会社エーティック 松岡俊秀氏
- 4) 泥水の小話  
道都化学産業株式会社 笠原久史氏
- 5) 昨日は人の身、今日は我が身・地震防災予知  
株式会社ユニオンコンサルタント 田中俊彦氏

# 平成28年度安全管理規定

## 安全衛生管理規定

合資会社 チコウ

### 安全衛生管理規程

#### (目的)

第1条 この規定は従業員の労働安全管理、及び、衛生管理の向上を図ることにより、健康で快適な作業環境をつくることを目的とする。

#### (機関)

第2条 前条の目的を達成するために次の機関を置く。  
①安全衛生会  
②職場安全衛生推進会（職長会）

#### (任務)

第3条 前各機関の所掌事項は次の通りとする。  
①安全衛生会  
(1)この会は安全衛生管理に関する事項を決定し、必要事項の指示、又は、指導を行う。  
(2)この会は別に定める安全衛生会規定により組織し、所掌事項を処理する。  
②職場安全衛生推進会（職長会）  
(1)この会は現場での安全衛生活動を推進し、実践すること目的に、次の事項を決定しその実施促進に努める。  
(a)安全作業及び職場衛生推進に関する事項  
(b)発生した災害の原因究明ならびに再発防止対策に関する事項  
(c)安全衛生設備の点検整備改善に関する事項  
(d)安全衛生会への提案事項、及び、同会からの指示事項に関する事項  
(e)その他必要と認める事項  
(2)この会は各班ごとに設け、安全衛生推進者と職員をもって構成し、安全衛生推進者が主催する。  
(3)この会は毎月1回各班ごとに開催する。

# 平成28年度安全管理規定

## (役職)

第4条 安全衛生の管理業務を行うため、次の役職を置く。任期は1年とし、代表取締が役任命する。但し、再任を妨げない。

- (1)総括安全衛生管理者 1名 (佐々木定夫)
- (2)安全管理者 1名 (松原孝義)
- (3)衛生管理者 1名 (佐々木マサ子)
- (5)安全衛生推進者 1名 (和田剛孝)

## (役職の任務)

第5条 前条に定める役職の任務は次の通りとする。

### ①総括安全衛生管理者

- 安全衛生管理の総括的業務を行い、次の事項を行う。
- (1)安全衛生に関する方針の表明
- (2)安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に関する事項
- (3)設備、環境上の危険・有害性の調査及びその結果に基づく改善事項
- (4)安全衛生教育に関する事項
- (5)健康診断の実施その他健康管理に関する事項
- (6)災害発生原因調査及び再発防止措置に関する事項
- (7)安全衛生会を主催すること
- (8)その他必要と認める事項

### ②安全管理者

- 安全管理者は、総括安全衛生管理者の指示に基づき、安全に関する次の事項の管理を行わなければならない。
- (1)建築物、設備、作業方法に危険のある場合に防護措置を講ずること、及び、安全管理規定(安全作業標準)を作成すること。
- (2)毎日1回作業場を巡回し、機械設備、器具等の点検と安全管理状況を確認すること。又、法令により義務付けられたもの、その他必要なものには、安全点検表を作成し、実施させること。
- (3)安全衛生に関する教育訓練、設備の点検整備について年間計画を作成立案すること。
- (4)安全衛生推進者に対する指導とその責任事項の実施状況を監督すること。
- (5)労働災害については、その大小を問わず原因究明の調査を実施記録して、再発防止対策を確立すること。

### ③衛生管理者

- 衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指示に基づき、衛生に関する次の事項の管理を行わなければならない。
- (1)健常に異常のある者の発見、及び、要注意者の健康保持に必要な措置
- (2)作業環境に関する調査、測定及び測定結果の評価
- (3)作業条件及び施設などに関する衛生管理面の改善措置
- (4)設備作業方法に關し、衛生上有害な恐れのある場合の応急措置と予防措置

- (5)衛生用保護具、救急用具の点検整備及び使用方法の指導
- (6)定期、特殊健康診断の実施計画等、衛生管理の年間計画の作成
- (7)清掃及び整理整頓に関する指導
- (8)健康相談その他健康保持増進に必要な教育資料の収集

### ⑥安全衛生推進者

- (1)所属現場の安全管理の実施状況を点検する。
- (2)安全作業の履行
- (3)発生した災害の原因を究明しその対策に努める。
- (4)職場安全の維持ならびに改善に努める。

## (従業員の努力義務)

第6条 従業員は安全、衛生管理者、安全衛生推進者に積極的に協力し、次の各号に示す事項を守らなければならない。

- (1)設備又は作業方法に關し、安全衛生上改善を必要とする事項があるときは、安全、衛生管理者、又は、安全衛生推進者に申し出ること。
- (2)負傷(軽傷も含む)した者、及び、健康の異常者は、安全衛生推進者を通して、安全、衛生管理者に申し出て、その指示に従うこと。
- (3)安全装置、器具、工具は指示された注意事項を守り、破損した場合は直ちに申し出ること。
- (4)安全作業標準、現場責任者の安全指示を守り、作業中は整理整頓に努めること。

## (点検制度)

第7条 従業員の点検責任区分を次の通り定める。

- (1)総括安全衛生管理者は、各点検責任者の点検状況について、常時確認し、監督する。
- (2)点検班(総括安全衛生管理者、安全、衛生管理者、安全衛生推進者で構成)は定期的に現場の安全衛生管理状況を点検する。
- (3)安全管理者は、設備、機械、工具等の点検様式を指示し、的確に点検を実施させるとともに、自らも随時点検しなければならない。
- (4)ボーリングマシーン、ポンプ等の機械の点検は、特別に点検責任者を定める。点検責任者は、毎月1回、又は、毎年1回定期点検を実施し、その結果について記録しておかなければならない。移動式クレーン、不整地運搬車等についての毎年1回の点検は特定自主検査を行うものとする。
- (5)安全衛生推進者は現場の安全衛生点検と、作業に使用する機械器具等の点検を実施しなければならない。又機械の操作については、操作者の資格等安全を確認のうえ、使用させなければならない。
- (6)機械操作者は、始業終業点検を行い、故障のある場合は直ちに責任者に連絡し、補修した後使用すること。
- (7)各作業主任者は、作業開始前に、資材、器具ならびに現場の状況を点検し、

# 平成28年度安全管理規定

不安全な状態の無いことを確かめてから作業させること。

## (従業員の安全衛生教育)

第8条 従業員の安全衛生教育は、あらゆる機会をとらえて実施するが、特にその責任の区分を次の通り定める。

- (1)総括安全衛生管理者は、会社の職制上の管理者、及び、この規定に定められた役職者に対して、毎年上期と下期に各1回、会社の安全衛生管理状況を説明し、安全衛生意識の高揚に努めなければならない。
- (2)安全、衛生管理者は、労働安全衛生法令に定められた職長教育、特別教育を計画的に実施するとともに、労働者の雇い入れ時に安全衛生教育を実施しなければならない。
- (3)安全衛生推進者は、現場で従業員に作業の内容に応じて必要な安全衛生教育を実施するとともに、臨時に雇用される従業員に、機械の安全な取り扱い、作業手順等の安全衛生教育を実施しなければならない。
- (4)全国安全週間、労働衛生週間には、全従業員の安全衛生意識の高揚を図るため、社長の安全衛生講話、ポスターの掲示、安全表彰等を実施する。
- (5)総括安全衛生管理者、安全、衛生管理者は、各種機関、団体等が実施する指導会、講習会に積極的に参加し、安全衛生知識の向上を図り従業員の指導に努めること。

## (記録の整備)

第9条 安全衛生に関する記録は、今後の対策樹立と、進歩の状況を検討するうえで重要なものであるところから、次の区分に従い整備をはかるものとする。

- (1)安全衛生管理規定、安全衛生会規定  
就業規則の一部であり、経過を明らかにして編綴しておくこと
- (2)ボーリングマシーン等各種機械の自主点検記録（3年間保存）
- (3)健康診断個人票、健康診断結果報告（5年間保存）
- (4)労働者死傷病報告、負傷疾病統計録
- (5)安全衛生会等の議事録（3年間保存）
- (6)安全衛生教育資料、年間安全衛生活動計画録
- (7)安全衛生管理の役職員命令簿、資格取得者名簿

## (災害発生時の措置)

第10条 従業員は、災害又は疾病が発生したときは、軽重を問わず直ちに安全、衛生管理者に通報し、臨機の措置をとらなければならない。安全、衛生管理者は別に定める調査様式により、原因を究明し、再発防止対策を確立しなければならない。

## (事務局)

第11条 安全衛生管理業務の事務局は本社に置き、総括安全衛生管理者の指揮を受けて、関係職員がこれを担当し、機能的連携をはかるものとする。

## 付 則

1. この規則は、平成28年4月1日より施工する。
2. この規則の改廃については、従業員代表の意見を聞いて行う。

# 平成28年度安全管理基本計画

## 【基本方針】

一人ひとりかけないのない人との理念に  
基づき全員参加のゼロ災害・ゼロ疾病を  
究極の目的とした職場風土づくりを目指す。

## 【年間安全スローガン】

安全を学ぶ、技術を学ぶ、しっかりわかって0災害

### 【安全目標】

労災・疾病災害0件、第三者・公共災害0件

危険・有害要因の特定	重点実施項目	実施事項	管理項目	管理頻度	時期
・機械等の回転部に巻き込まれる	(1) 安全衛生活動の強化	① 職長の意識の向上をはかる。 ② 作業員全員の安全意識の高揚をはかる ③ 作業手順、作業計画書の確認を行う	KY活動による意識の教育	1回	5月
・クレーン作業時荷が落下し巻き込まれる			KY活動による意識の教育	現場・倉庫	毎日
・倉庫内作業時挟まれ、落下事故を起こす。	(2) 安全衛生活動の実施状況を監視する	① 作業所のパトロールを実施し、	周知徹底	随時	現場施工前

**【年間スローガン】**  
**安全を学ぶ、技術を学ぶ、しっかりわかって0災害**

監査メンバー	佐々木定夫・松原孝義・和田剛孝		
監査時期	8月・12月・3月		
監査項目	(1) 管理項目、安全パトロール結果 パトロール結果の分析 (2) 重点実施項目の評価 (3) 安全目標達成度の検討 (4) 計画改善事項の検討	(2) 重点実施項目の評価	(4) 計画改善事項

# 平成28年度安全管理基本計画

## 【基本方針】

一人ひとりかけないのない人との理念に  
基づき全員参加のゼロ災害・ゼロ疾病を  
究極の目的とした職場風土づくりを目指す。

## 【年間安全スローガン】

安全を学ぶ、技術を学ぶ、しっかりわかって0災害

## 【安全目標】

労災・疾病災害0件、第三者・公共災害0件

危険・有害要因の特定	重点実施項目	実施事項	管理項目	管理頻度	時期	
・機械等の回転部に巻き込まれる	(1) 安全衛生活動の強化	① 職長の意識の向上をはかる。 ② 作業員全員の安全意識の高揚をはかる ③ 作業手順・作業計画書の確認を行う	KY活動の充実の為の教育 KY活動の完全実施 周知会・ミニ消防協の実施 安全書類・日報等	1回 現場・倉庫	5月 毎日 随時 現場施工前	
・クレーン作業時荷が落下し巻き込まれる	(2) 安全衛生活動の実施状況を掌握し強化する	① 作業所のパトロールを実施し、設備・作業実施方法の確認を行う ② 元方事業主による安全意識の向上と意欲の盛り上げ	自主パトロール 元方事業主パトロール	4回以上 10回以上	1回／2ヶ月 年間	
・倉庫内作業時挟まれ、落下事故を起こす。	・法面作業中に足を滑らせ落する	・通勤・運搬時に交通事故にあう。	保護具・安全設備の適正化	パトロール改善件数 パトロール改善件数 作業指示書・計画書 (指示徹底記録チェック)	5件以下 5件以下 現場毎	年間 年間 現場開始時

## 【危険・有害要因の特定】

- ・機械等の回転部に巻き込まれる
- ・クレーン作業時荷が落下し巻き込まれる
- ・倉庫内作業時挟まれ、落下事故を起こす
- ・法面作業中に足を滑らせ落する。
- ・通勤・運搬時に交通事故にあう。

# 平成28年度安全管理基本計画

## 【基本方針】

一人ひとりかけないのない人との理念に  
基づき全員参加のゼロ災害・ゼロ疾病を  
究極の目的とした職場風土づくりを目指す。

## 【年間安全スローガン】

安全を学ぶ、技術を学ぶ、しっかりわかって0災害

## 【安全目標】

労災・疾病災害0件、第三者・公共災害0件

危険・有害要因の特定	重点実施項目	実施事項	管理項目	管理頻度	時期
・機械等の回転部に巻き込まれる ・クレーン作業時荷が落下し巻き込まれる ・倉庫内作業時挟まれ、落下事故を起こす。 ・法面作業中に足を滑らせ落下する ・通勤・運搬時に交通事故にあう	(1) 安全衛生活動の強化	① 職長の意識の向上をはかる。	KY活動の充実の為の教育	1回	5月
		② 作業員全員の安全意識の高揚をはかる。	KY活動の完全実施	現場・倉庫	毎日
		③ 作業手順、作業計画書の確認を行う	周知会・ミニ消防協の実施 安全書類・日報等	現場毎	随時 現場施工前
	(2) 安全衛生活動の実施状況を把握し強化する	① 作業所のパトロールを実施し、 設備・作業実施方法の確認を行う	自主パトロール	4回以上	1回／2ヶ月
		② 元方事業主による安全意識の向上と 意欲の盛り上げ	元方事業主パトロール	10回以上	年間
		③ 保護具使用徹底（防塵マスク、安全帯）	パトロール改善件数	5件以下	年間
		④ 保護具使用徹底（防塵マスク、安全帯）	パトロール改善件数	5件以下	年間

## 【重点実施項目】

- (1) 安全衛生活動の強化
- (2) 安全衛生活動の実施状況を把握し強化する
- (3) 保護具・安全設備の適正使用の強化
- (4) 第三者・公共災害の防止

(4) 計画改善事項の検討

# 平成28年度安全管理基本計画

## 【基本方針】

一人ひとりかけないのない人との理念に  
基づき全員参加のゼロ災害・ゼロ疾病を  
究極の目的とした職場風土づくりを目指す。

## 【年間安全スローガン】

安全を学ぶ、技術を学ぶ、しっかりわかつて!災害

## 【安全目標】

火災・疾病災害0件、第三者・公共災害0件

危険・有害要因の特定	重点実施項目	実施事項	管理項目	管理頻度	時期
・機械等の回転部に巻き込まれる	(1) 安全衛生活動の強化	① 職長の意識の向上をはかる。 ② 作業員全員の安全意識の高揚をはかる ③ 作業手順、作業計画書の確認を行う	KY活動の充実の為の教育 KY活動の完全実施 周知会・ミニ消防協の実施 安全書類・日報等	1回 現場・倉庫	5月 毎日 随時 現場施工前
・クレーン作業時荷が落下し巻き込まれる	(2) 安全衛生活動の実施状況を掌握し強化する	① 作業所のパトロールを実施し、設備・作業実施方法の確認を行う ② 元方事業主による安全意識の向上と意欲の盛り上げ	自主パトロール 元方事業主パトロール	4回以上 10回以上	1回／2ヶ月 年間
・倉庫内作業時挟まれ、落下事故を起こす。	(3) 保護具・安全設備の適正使用の強化	① 保護具使用徹底（防塵マスク、安全帯） ② 安全設備の適正使用の徹底（改善、改良した設備の使用）	パトロール改善件数 パトロール改善件数	5件以下 5件以下	年間 年間
・法面作業中に足を滑らせ落下する	(4) 第三者、公共災害の防止	① 作業指揮者と作業員に対し、公共物等の位置、種類等を周知させる ② 第三者（歩行者、一般車両）の保護計画を作成し、遵守する	作業指示書・計画書 （指示徹底記録チェック） 作業指示書・計画書 （指示徹底記録チェック）	現場毎 現場毎	現場開始時 現場開始時
・通勤・運搬時に交通事故にあう					

## 【安全衛生計画監査】

監査計画		監査結果	
監査責任者	佐々木定夫	(1) 管理項目、安全パトロール結果 パトロール結果分析	(3) 安全目標の達成度
監査リーダー	松原孝義		
監査メンバー	佐々木定夫・松原孝義・和田剛孝		
監査時期	8月・12月・3月		
監査項目	(1) 管理項目、安全パトロール結果 パトロール結果の分析  (2) 重点実施項目の評価  (3) 安全目標達成度の検討  (4) 計画改善事項の検討	(2) 重点実施項目の評価  (4) 計画改善事項	

# 平成28年度安全管理基本計画

## 【基本方針】

一人ひとりかけないのない人との理念に  
基づき全員参加のゼロ災害・ゼロ疾病を  
究極の目的とした職場風土づくりを目指す。

## 【年間安全スローガン】

安全を学ぶ、技術を学ぶ、しっかりわかって0災害

## 【安全目標】

労災・疾病災害0件、第三者・公共災害0件

危険・有害要因の特定	重点実施項目	実施事項	管理項目	管理頻度	時期
・機械等の回転部に巻き込まれる	(1) 安全衛生活動の強化	① 職長の意識の向上をはかる。 ② 作業員全員の安全意識の高揚をはかる ③ 作業手順、作業計画書の確認を行う	KY活動の充実の為の教育 KY活動の完全実施 周知会・ミニ消防協の実施 安全書類・日報等	1回 現場・倉庫	5月 毎日 随時 現場施工前
・クレーン作業時荷が落下し巻き込まれる	(2) 安全衛生活動の実施状況を掌握し強化する	① 作業所のパトロールを実施し、設備・作業実施方法の確認を行う ② 元方事業主による安全意識の向上と意欲の盛り上げ	自主パトロール 元方事業主パトロール	4回以上 10回以上	1回／2ヶ月 年間
・倉庫内作業時挟まれ、落下事故を起こす。	(3) 保護具・安全設備の適正使用の強化	① 保護具使用徹底（防塵マスク、安全帯） ② 安全設備の適正使用の徹底（改善、改良した設備の使用）	パトロール改善件数 パトロール改善件数	5件以下 5件以下	年間 年間
・法面作業中に足を滑らせ落下する	(4) 第三者、公共災害の防止	① 作業指揮者と作業員に対し、公共物等の位置、種類等を周知させる ② 第三者（歩行者、一般車両）の保護計画を作成し、遵守する	作業指示書・計画書 （指示徹底記録チェック） 作業指示書・計画書 （指示徹底記録チェック）	現場毎 現場毎	現場開始時 現場開始時
・通勤・運搬時に交通事故にあう					

## 【安全衛生計画監査】

監査計画		監査結果	
監査責任者	佐々木定夫	(1) 管理項目、安全パトロール結果 パトロール結果分析	(3) 安全目標の達成度
監査リーダー	松原孝義		
監査メンバー	佐々木定夫・松原孝義・和田剛孝		
監査時期	8月・12月・3月		
監査項目	(1) 管理項目、安全パトロール結果 パトロール結果の分析  (2) 重点実施項目の評価  (3) 安全目標達成度の検討  (4) 計画改善事項の検討	(2) 重点実施項目の評価  (4) 計画改善事項	

# 平成28年度安全管理基本計画

## 2016年度 安全衛生管理行事計画表

(平成28年4月～平成29年3月)

2/

○	改善指摘件数合計 (上期の合計)
件	件
件	件
件	件
件	件
件	件
件	件
件	件
件	件
件	件
件	件
件	件
○	
○	
○	
○	

# 平成28年度安全管理基本計画

2016年度 安全衛生管理行事計画表

(平成28年4月～平成29年3月)

項目	名 称	内 容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	備 考	
運動	全国 遊(月)間行事	◎春の全国交通安全運動(4/6～4/15) ◎全国安全週間 (準備 6/1～6/30、本週間 7/1～7/7) ◎土砂災害防止月間(8/1～8/30) ◎国民安全の日 ◎国民安全の日(7/1～7/31)	◎全国交通安全運動(5/1～8/31) ◎電気使用安全月間(5/1～8/31) ◎秋の全国交通安全運動(9/21～30) ◎全国労働衛生週間 (準備 9/1～30、本週間10/1～7)	◎秋の全国火災予防運動(11/9～11/15) ◎年末・年始無災害運動(12/15～1/15)												
月別重点実施事項															被害による事故防止。 又、防塵マスク等の保護具の 販路。 机の改善の促進。 皆未周知による事故防止。 員の見直し、周知方法の見直し 度	
巡視	安全パトロール	毎月一回													○	
安全パトロール重点チェック項目	安全指導	随 時													→ 改善指摘件数合計 (上期の合計)	
	・自主安全管理実状況	KY活動(内容チェック) ヒヤリハット運動 一声かけ運動													件 件 件	
	・第三者公害等	地下埋設物 架 空 線													件 件 件	
	・安全に対する作業姿勢	服装・態度 作業方法													件 件 件	
	・防火設備の管理状況	消 火 器 消火設備器具													件 件 件	
	・機械類の取扱状況	自生点検結果実施状況 作業手順													件 件 件	
	・保護具の使用状況	保護具・カネ・防塵マスク 耳栓・安全帯・プロテクタ													件 件 件	
	・分電盤、発電機の設置状況	行先標示・施錠 アース・スイッチカバー キヤッパ・タイヤケーブル			件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件 件 件	
	・環境管理状況	場内の整理整頓 作業場所の明示 昇降設備の設置			件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件 件 件	
	・吊り具の管理状況	玉掛ワイヤーの 月別色区分と点検			件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件 件 件	
安全行事	安 全 大 会	年1回			○											
	安 全 表 彰	全従業員を対象												○		
安全会議	元請安全パトロール	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	安全衛生会	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	安全衛生計画監査	年3回					○									
その他	定期(成人病)健康診断	年1回			○											
	雇入時健康診断	随時														

本年度はパトロールを実施の予定。  
現場が2箇所の際実施予定。  
監査メンバーにて実施。  
元請へ実施報告を行う。

# 平成28年度安全管理基本計画

## 基本実施事項

◎…実施 □…指導 △…協力

実施事項	当社		元請会社
	事務所	現場	
<b>I. 安全施工サイクルへの展開</b>			
(1) 施工計画の充実と安全な作業の推進	◎	△	
① 安全衛生施工計画の作成	◎		
② 作業手順書を作成する	◎	△	
③ 安全衛生施工計画に基づいた作業を実施する。	□	●	
④ 施工の変化に合わせた手順の再検討と修正を行う	□	●	
	□	●	
<b>II. 安全衛生教育の実施</b>			
(1) 職長。安全衛生責任者教育・再教育を実施する	◎		
(2) 安全衛生教育を実施する。	◎		
(3) ヒヤリハット報告を効果的に活用する	□	●	

## 基本実施事項

◎…実施 □…指導 △…協力

実施事項	当社		元請会社
	事務所	現場	
<b>III. 現地KY活動の活性化</b>			
① 「作業手順書」に基づいた作業手順KYを実施する (災害事例等による類似災害の防止)	□	●	
② 作業主任者・指導者・責任者による作業手順 KYに基づく安全対策実施のチェック	□	●	
③ 小集団活動による危険要因の排除 (指差し喚呼、ヒヤリハット、声かけ運動など)	□	●	
<b>IV. 安全衛生パトロールの充実と、 パトロール結果分析による安全衛生施工管理の向上</b>			
① 安全衛生会のパトロールを実施し、 重点改善事項を特定して指導する	◎	△	
② 指摘のあった重点改善事項を更に分析し、月間もしくは 次年度の安全重点目標・重点実施事項に反映させる	◎	△	
<b>V. 安全衛生会の活動の充実</b>			
① 安全衛生会の活動を充実させる (会員登録・会員登録者登録)	◎	△	
② 安全衛生会の活動を充実させる (会員登録・会員登録者登録)	◎	△	
③ 安全衛生会の活動を充実させる (会員登録・会員登録者登録)	◎	△	

# 平成28年度安全管理基本計画

## 基本実施事項

◎…実施 □…指導 △…協力

実施事項	当社		元請会社
	事務所	現場	
<b>III. 健康管理と適正配置の実施</b>  (1) 疾病の予防と早期発見のため、年1回の健康診断の実施と 事後措置の確認 (2) 臨時作業員の雇入時、並びに有害作業の従事にあたって、 必要な健康診断を実施する (3) 作業員の健康面と精神面をチェックし、 作業場の適正配置を実施する	◎		
<b>IV. 第三者、公共災害の防止措置の徹底</b>  (1) 埋設物等は管理機関の仕様書・図面・要綱等により 元請と共に事前確認する (2) 作業員に対して埋設物等の位置、種類等を 周知徹底させる (3) 埋設物への悪影響の確認、点検を徹底する (4) 強風、突風時における飛来落下、 倒壊災害等に対する防護を実施する (5) 第三者の場内立入禁止措置を完全におこない 標識、柵、点滅灯等の定期的な点検を実施する	□	○ ○ ○ ○ ○ ○	